

令和5年度春日部市 家庭用環境配慮型設備設置奨励事業



春日部市では地球温暖化防止の取り組みの一環として、環境に配慮した設備を新たに住宅に設置する市民の方へ市内共通商品券を交付しています。

【申請受付期間】

令和5年4月3日(月)～12月28日(木)まで

★必ず設備設置前に申請をして下さい。

工事着工後、設置完了後の申請は受付できません。

下表の対象設備のうち、複数種類の組み合わせで申請することもできます。
申請対象者について、手続きの詳細については、裏面をご覧ください。

対象設備の種類	商品券限度額		対象要件
太陽光発電設備 注)要件※を満たす 既存住宅のみ	1kW あたり 20,000円 上限 80,000円		・太陽電池の公称最大出力の合計が1kW以上10kW未満 ・一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の認証又は同等以上の品 ・電力会社との間で接続契約を実績報告時まで締結すること
HEMS (ホームエネルギーマネ ジメントシステム)	上限 10,000円		・対象住宅における家電製品等と接続され、エネルギーの表示機能や制御機能を持つシステムであること ・ECHONET-Lite規格を標準インターフェースとして搭載していること ・太陽光発電設備を設置した住宅と接続していること
家庭用燃料電池 コージェネレーション設備 (エネファーム)	上限 50,000円		・一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けている設備であること
太陽熱利用設備	自然循環型	上限 10,000円	・集熱器と50L以上の貯湯タンク部を有する ・一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品のBL-bs部品の認定品
	強制循環型	上限 20,000円	
定置用リチウムイオン 蓄電池設備	1kWh あたり 10,000円 上限 50,000円		・蓄電池容量は1kWh以上 ・太陽光発電設備を設置した住宅と接続していること ・一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の認証又は同等以上の品
電気自動車等 充電設備(V2H)	上限 30,000円		・電気自動車等と充電し、太陽光発電設備を設置した住宅と接続していること ・一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業の対象機器であること

※要件…既存住宅となってから3か月以上経過した住宅又はその敷地に設置するもの。
※対象設備は、未使用品であり、リース契約又はレンタル契約によるものでないこと。



【窓口及び問い合わせ先】

【住所】〒344-0067 春日部市中央六丁目6番地11 春日部市役所第3別館1階 環境政策課

【開庁日】平日 午前8時30分～午後5時15分

【電話】048-736-1111(内線7715) 【FAX】048-733-3826 【e-mail】kankyo@city.kasukabe.lg.jp

👍STEP1 要件をチェック

申請者は、次のいずれにも該当する者とします。

- ❑ 自己又は同居する者が所有する住宅に対象設備を設置し、居住する(予定を含む。)こと。
- ❑ 同居する(予定を含む。)全員が市税等の滞納がないこと。
- ❑ 設備を設置する住宅又は土地に申請者以外の所有者又は共有者がいる場合、同意を得ていること。
- ❑ 設備設置完了後、30日以内又は令和6年2月20日(火)のいずれか早い日までに実績報告書の提出ができること。
- ❑ 実績報告をする時点で、設備を設置した住宅に住民登録があること。

👍STEP2 着工前に申請

- ❑ 申請期間は**令和5年4月3日(月)から12月28日(木)**までです。
 - ❑ 申請は、必ず工事着工前にしてください。設備設置工事着工後、設備設置後の申請は受付できません。
 - ❑ 必要書類を全てそろえて提出して下さい。書類不備等の場合は受付できません。
 - ❑ 様式は、窓口又は春日部市ホームページから入手できます。
 - ❑ 予算の範囲内での実施のため、交付予定額が予算額に達した時点で受付を終了します。
 - ❑ 代理人による申請が可能です。(申請書の委任の欄に必要事項を記載してください)
 - ❑ 郵送による申請が可能です。ただし、着工前に書類の不備がない状態で到達することが必要です。
- ※提出書類様式や詳しい手続きの留意点は春日部市ホームページをご確認下さい。

👍STEP3 決定通知書の受領

- ❑ 申請書提出から概ね2週間後に郵送で届きます。
- ※決定通知の段階では、商品券の交付はできません。次のSTEPをご覧ください。

👍STEP4 工事着工・実績報告の提出

- ❑ 提出期限は対象設備設置後**30日以内**、又は**令和6年2月20日(火)**のいずれか早い日までです。
 - ❑ 提出が遅れそうな場合は、環境政策課までご相談ください。ただし、令和6年2月20日(火)を過ぎると商品券の交付はできません。
 - ❑ 必要書類を全てそろえて提出して下さい。書類不備等の場合は受付できません。
 - ❑ 転入や市内転居の場合、住民登録を設備設置住宅へ異動する必要があります。
 - ❑ 郵送による提出が可能です。ただし、着工前に書類の不備がない状態で到達することが必要です。
- ※提出書類様式や詳しい手続きの留意点は春日部市ホームページをご確認下さい。

～環境政策課 周辺地図～

👍STEP5 確定通知書・商品券の受領

- ❑ 実績報告書を審査した上で、市から確定通知書を郵送します。(商品券を取りまとめる都合で1か月半程度掛かる場合があります)
 - ❑ 商品券を受領できる方は、申請者又は18歳以上の同居家族です。
- ※市内共通商品券の利用できる店舗は、春日部市商業協同組合ホームページをご確認ください。

